

府中市高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行細則を公布する。

令和 8 年 3 月 1 0 日

府中市長 高 野 律 雄

府中市規則第 1 0 号

府中市高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 1 7 年法律第 1 2 4 号。以下「法」という。）及び高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則（平成 1 8 年厚生労働省令第 9 4 号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この細則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(立入調査をする職員の身分を示す証明書)

第 3 条 法第 1 1 条第 2 項に規定する職員の身分を示す証明書は、証票（第 1 号様式）とする。

(警察署長に対する援助要請)

第 4 条 法第 1 2 条第 1 項の規定による警察署長に対する援助の要請は、高齢者虐待事案に係る援助依頼書（第 2 号様式）により行う。

(面会の制限に係る通知)

第 5 条 市長は、法第 1 3 条の規定により養護者による高齢者虐待を受けた高齢者との面会の制限を行うときは、当該制限に係る次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める書類により通知する。

(1) 当該制限の対象となる高齢者及び養護者 面会制限決定通知書（第 3 号様式）

(2) 老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）第 1 1 条第 1 項第 2 号に規定する施設の長又は同項第 3 号に規定する養護受託者（以下「施設長等」という。）
面会制限実施通知書（第 4 号様式）

2 市長は、前項に規定する制限を解除したときは、当該制限の解除に係る次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める書類により通知する。

- (1) 当該制限の解除の対象となる高齢者及び養護者 面会制限解除決定通知書
(第5号様式)
- (2) 施設長等 面会制限解除通知書 (第6号様式)
(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この細則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第3条）

証 票

第 号 年 月 日 交付

所 属

氏 名

上記の者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第11条の規定による、立入調査を行う職員であることを証明する。

府中市長



第2号様式（第4条）

		第 年 月 日 号	
様			
府中市長		印	
高齢者虐待事案に係る援助依頼書			
<p>高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第12条第1項の規定により、次のとおり援助を依頼します。</p>			
依頼事項	日時	年 月 日 時 分～ 時 分	
	場所		
	援助方法	<input type="checkbox"/> 調査の立会い <input type="checkbox"/> 周辺での待機 <input type="checkbox"/> その他 ()	
高齢者	(ふりがな)氏名	<input type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女	
	生年月日	年 月 日生 (歳)	
	住所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他 ()	
	電話	— —	
	職業等		
養護者等	(ふりがな)氏名	<input type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女	
	生年月日	年 月 日生 (歳)	
	住所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他 ()	
	電話	— —	
	職業等		
虐待の状況	高齢者との関係	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 子の配偶者 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他親族 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
	行為類型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 養護の著しい怠り <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待	
	虐待の内容		
	高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由		
	警察の援助を必要とする理由		
担当者・連絡先	所属・役職	氏名	
	電話	— —	内線
	携帯電話	— —	

第 号
年 月 日

様

府中市長



面会制限決定通知書

このことについて、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第13条に基づき、次のとおり面会の制限をすることといたしましたので通知します。

1 面会制限を受ける養護者

- (1) 氏 名
- (2) 生年月日
- (3) 住 所

2 面会制限の対象となる高齢者

- (1) 氏 名
- (2) 生年月日

3 面会制限の理由

4 面会制限の開始日

5 教示

- (1) この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、府中市長に対して審査請求をすることができます。
- (2) この処分については、(1)の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、府中市を被告として（訴訟において府中市を代表する者は府中市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、(1)の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- (3) ただし、(1)か(2)の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、(1)か(2)の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 年 月 日
号

様

府中市長



面会制限実施通知書

このことについて、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第13条に基づき、貴施設に入所（保護）している次の高齢者に関し、養護者による面会を制限することとしましたので通知します。

- 1 面会を制限する養護者
 - (1) 氏 名
 - (2) 生年月日

- 2 面会制限の対象となる高齢者
 - (1) 氏 名
 - (2) 生年月日

- 3 面会制限の理由

- 4 面会制限の期間

- 5 その他

第 年 月 日 号

様

府中市長



面会制限解除決定通知書

これまで実施しておりました面会制限につきまして、必要性が解消されたと判断したため、次のとおり解除することとなりましたので通知いたします。

1 面会制限が解除される高齢者

- (1) 氏 名
- (2) 生年月日

2 解除理由

3 解除日

4 その他

第 年 月 日
号 日

様

府中市長



面会制限解除通知書

貴施設に入所している次の高齢者について実施していた面会制限を、必要性が解消されたと判断し、解除することとしましたので通知します。

1 面会制限を解除する高齢者

- (1) 氏 名
- (2) 生年月日

2 解除理由

3 解除日

4 その他